

社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用
弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会役員及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 150,000 円
- (2) 副会長 会議出席につき日額 3,000 円
- (3) 理事 会議出席につき日額 3,000 円
- (4) 監事 会議出席につき日額 3,000 円
- (5) 評議員 会議出席につき日額 3,000 円

2 前項第2号及び第3号に規定する者が会長代理で公式行事に出席したときは、報酬として日額 3,000 円とする。

3 年額報酬の場合において、在任期間が1年を満たないときは、日割りにより算出された額とする。

4 顧問の報酬については、理事に準ずるものとする。

(費用弁償)

第3条 本会の役員及び評議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和41年条例第3号）に準ずるものとする。

附 則（平成7年規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。